

令和2年度の事業計画書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

特定非営利活動法人 happiness

1 事業実施の方針

- (1) 子ども若者支援として対象の年齢幅を広め活動の幅を広げていけるよう情報収集や研修に参加し団体構成員のスキルアップを図る。
- (2) 特例認定の取得に向け、組織の収入面、管理面にて基盤を固める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数
子ども支援活動及び 教育事業	こども食堂又は 学習会の開催 困難を抱える家庭への 食事面での支援	(A) 毎週水曜日 17:00~20:00 (B) 唐橋文教会館 (C) 13人	(D) 唐橋学区に居住する 小中学生とその保護者 (E) 1200名
	子ども食堂 普及イベント	(A) 年に1回 (B) 唐橋文教会館 (C) 5人	(D) 子ども食堂に興味がある参加者・関係者 (E) 20名
イベント及び ワークショップ事業	地域イベント等への 参加	(A) 年に2回 (B) 各イベントによって 異なる (C) 6名	(D) 不特定多数のイベント 参加者 (E) 100名
	ハピネス交流ひろばの 開催	(A) 年に30回 (B) happiness*café (C) 5名	(D) 地元地域の不特定多数 (E) 150名
就労体験・職業訓練に よる就労支援事業	happiness*caféにて 従事し、自己のキャ リアアップにつなげ る	(A) 毎週月・火・木・金・土 曜日 (B) happiness*café (C) 4名	(D) 社会的課題を抱える当 事者 (E) 3名

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。